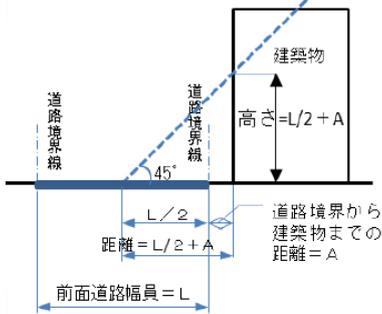


<お知らせ>

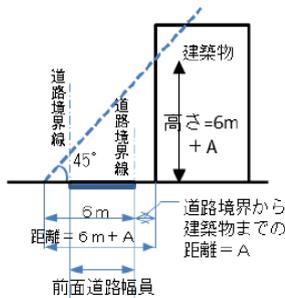
防災上重要な道路の沿道建築物について、地震時の倒壊により道路通行の支障となる恐れがある建築物を確認するための測量調査を実施します

測量調査の概要は以下のとおりです。

【道路幅員が12mを超える場合】



【道路幅員が12m以下の場合】



測量調査で把握対象の沿道建築物

測量調査車両

<測量調査の概要>

調査目的	防災上重要な道路の沿道にあり、地震時の倒壊によってその道路を閉塞し、通行の支障となる恐れがある建築物を確認
調査方法	計測機器を搭載した車両(右上写真)が、調査対象道路を走行しながら、沿道建築物の外壁面等にレーザーを照射し、建築物の高さ等を計測
調査対象道路	以下の①及び②の道路(ただし、県第1次緊急輸送路を除く)別紙参照 ①静岡県広域受援計画に基づく、東名・新東名高速道路のインターチェンジから、以下の拠点に至るための緊急輸送ルート ・県庁や市町の災害対策本部を置く庁舎(40 拠点) ・災害拠点病院(21 拠点) ・航空搬送拠点(愛鷹運動公園、富士山静岡空港、航空自衛隊浜松基地の3 拠点) ②静岡県原子力災害広域避難計画に基づく、PAZ・UPZ 内の避難経路
調査期間	平成 30 年 1 月～ 4 月(予定)
調査者	朝日航洋株式会社 静岡支店
その他	・調査のために建築物の敷地内に入ることは原則ありません。 (詳細な確認のために、やむを得ず敷地内に入る場合は、事前に当該建築物の管理者等に了解をいただきます。) ・調査の従事者は、県発行の身分証明書を携帯しています。



<お問い合わせ先>

担 当 静岡県くらし・環境部 建築住宅局  
 建築安全推進課 建築耐震班  
 電 話 054-221-3076  
 E-mail kenchikuanzen@pref.shizuoka.lg.jp